
第4章 計画の基本方向を構成する主要事業

本計画の基本方向である「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」それぞれの実現に向けた具体的な取組が「主な施策」です。

本計画では、この「主な施策」の目的を直接的に達成するために行う事業を「主要事業」として、また、間接的に寄与、関連する事業を「関連事業」として整理、分類しました。

1 意識づくり

市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。

1-1 防犯意識の広報啓発

市民の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深め、「地域の安全は自ら守る」という意識、自ら率先して地域の安全活動への参加意欲を高めるため、上越市防犯の日、上越市防犯週間における重点的な活動、防犯フェア等の啓発事業を実施し、市民だけでなく事業者等の防犯活動への積極的な参加を呼びかけます。

広報紙やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ放送などの各種媒体を活用して積極的な広報活動を推進し、市民等の自主防犯に対する意識啓発を推進します。

仕事や観光等で本市を訪れる人々も安心して滞在することができるよう、市、市民、事業者、町内会、防犯協会・防犯組合等が互いに連携し、安全安心まちづくりを推進していきます。

【主要事業】

1-1-1	上越市防犯の日、上越市防犯週間
事業主体	市（市民安全課）、上越市防犯協会
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、青少協、防犯協会・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくりへの関心や理解を深める契機とするため、上越市防犯の日（7月12日）、上越市防犯週間（7月12日の直前の土曜日から直後の日曜日までの期間）を設定する。 ・全市的に防犯パトロール、見守り活動、通学路の安全点検、こども110番の家の設置箇所確認などの活動の実践を通し、市民等の自主的な取組の気運を高める。
事業根拠	条例第17条（上越市防犯の日の指定等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

第4章 計画の基本方向を構成する主要事業

成果指標 (数値目標)	防犯の日、防犯週間における活動参加団体数		
	(平成 26 年度)	前期目標 (平成 30 年度)	最終目標 (平成 34 年度)
	742 団体、 35,075 人	750 団体、 36,000 人	780 団体、 37,000 人

【主要事業】

1-1-2	市民防犯フェア
事業主体	市（市民安全課）、上越市防犯協会
事業対象	市民、町内会、事業者、防犯協会・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅対象侵入盗」、「車上ねらい」、「特殊詐欺」などの身近な犯罪被害を未然に防止するための知識等の周知のため、市民防犯フェアを実施する。 ・地域巡回型で開催する。
事業根拠	条例第 23 条（広報活動の充実等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

1-1-3	安全安心まちづくり推進パトロール
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民、学校、児童・生徒、地域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯を装着した市公用車により、市内巡回を実施する。
事業根拠	条例第 23 条（広報活動の充実等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、来越者の安全確保

【主要事業】

1-1-4	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間
事業主体	県、市（市民安全課）、上越市防犯協会、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、ホームページなどにより、旬間について広報を行い、自主的な取組の気運を高める。 ・ 旬間に合わせ、市、警察、上越市防犯協会が連携して啓発行事を開催するとともに、県が実施する県民大会などへの参加を促進する。
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動
<p>新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間</p> <p>毎年10月11日から20日までの間。防犯まちづくりへの関心や理解を深める目的で、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき指定。</p>	

【主要事業】

1-1-5	社会を明るくする活動（上越市青少年健全育成研究会）
事業主体	上越地区保護司会
事業対象	市民、学校、PTA、民生委員・児童委員、保護司等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪や非行の防止、罪を犯した少年少女の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを実現するため、市民の意識を高める啓発及び街頭宣伝活動や研究会を実施する。
事業根拠	保護司法（昭和25年法律第204号）第8条の2第1項
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【1-1 関連事業】

2-1-1	110番協力車
2-1-2	青色回転灯パトロール
2-4-1	地域青少年育成会議の活動
2-4-3	上越地区保護司会犯罪予防活動

1-2 防犯教室、講習会の開催

犯罪の防止に努めた安全安心な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識や理解を持つことが必要です。

そこで、犯罪被害に遭わないための防犯教育だけでなく、犯罪を起こさないための非行防止や薬物乱用防止、いじめ防止、児童虐待防止などの教育にも配慮した各種教室や講習会を関係機関等と連携し、開催します。

また、高齢者等を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺等の被害防止を図るため、高齢者防犯教室などを開催します。

このほか、観光施設や宿泊施設等の事業者を対象とした防犯講習会を開催するなど、来場者が安全で安心して滞在できる防犯まちづくりに配慮します。

【主要事業】

1-2-1	防犯座談会（出前講座）
事業主体	市（市民安全課）、警察
事業対象	市民、町内会、事業者、PTA、防犯協会・防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくりに関する理解を深めるため、地域の座談会や集会などの場を活用して出前講座を開催する。 ・防犯に関する事項、特殊詐欺の被害防止などの知識や情報の提供を地域特性や状況に応じて行う。
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）、第23条（広報活動の充実等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

1-2-2	安全教室（防犯教室）
事業主体	市（市民安全課）、学校、幼稚園・保育園、町内会等
事業対象	市民、高齢者、児童・幼児等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害の防止を目的として、幼稚園・保育園、小学校、高齢者団体などにおいて開催する。 ・ 園児対象のこども安全教室（防犯教室）は、主任児童委員が主体となり、民生委員・児童委員、警察、市が協力し紙芝居や寸劇などを用いて教室を開催する。 ・ 高齢者や市民を対象の安全教室(防犯教室)は、悪質訪問販売や特殊詐欺の被害防止講座など地域特性や状況に合わせた内容で実施する。 ・ 専門的な知識や技能を有する機関・団体との情報交換・意見交換など、連携を図り、効果的な教育を目指す。
事業根拠	条例第11条(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)、第12条(安全確保に係る教育等の充実)
配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

【主要事業】

1-2-3	非行防止教室、薬物乱用防止教室
事業主体	警察（上越少年サポートセンター）、学校
事業対象	児童・生徒
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的事例等を題材として直接児童・生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させるとともに注意喚起を行うことにより、少年の非行防止を図る。
事業根拠	少年サポートセンター運営要綱第4条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【1-2関連事業】

3-3-3	安全マップの作製支援
--------------	-------------------

1-3 防犯情報の提供

犯罪の発生状況や防犯に関する知識、不審者の情報などを広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線などの各種広報媒体や安全メール等のシステムを活用して情報提供します。

地域特性に配慮した効果的な情報提供を心がけ、犯罪被害の拡大防止と予防に努めます。

また、本市の安全安心まちづくりの取組や推進状況に関する情報、活動事例、防犯活動の参考となる情報等についても積極的に提供していきます。

【主要事業】

1-3-1	上越市安全安心情報（安全メール）		
事業主体	市（市民安全課）		
事業対象	市民		
事業内容	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、ホームページと携帯電話等のメール機能を活用し、防犯、防災、火災、交通安全などの安全安心情報を配信する。		
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）、第13条（学校等における安全確保等）、第19条（自主的な活動に対する支援）		
配慮事項	来越者の安全確保、事業者による防犯活動		
成果指標 （数値目標）	安全メール登録者数		
	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)
	5,495人	6,000人	7,000人

【主要事業】

1-3-2	地域安全ニュース等の発行
事業主体	上越市防犯協会、警察、市（市民安全課）
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、PTA
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の活性化に役立つ情報の発信を目的として発行する。 ・住宅侵入被害や特殊詐欺被害、身近な犯罪の発生状況などを地域安全ニュースにまとめ、地域に情報提供する。 ・ホームページなどにより事業者へ防犯情報の提供をする。
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等）、第3条（学校等における安全確保等）、第19条（自主的な活動に対する支援）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

1-3-3	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心して暮らせる上越市を創るため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の進捗状況の評価や安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本的事項及び重要事項について調査・審議を行う。
事業根拠	条例第25～29条（上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議）
配慮事項	制度の改善・見直し

【主要事業】

1-3-4	ホームページ、大型ビジョンによる広報
事業主体	市（市民安全課）、警察、上越市防犯協会
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページで市全体の状況に加え、地区別の犯罪発生状況をデータやマッピングした情報、地域における防犯活動の様子や市民への注意喚起などきめ細かな情報を提供し、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促す。 ・ 人が集まる場所の大型ビジョンを活用し、特殊詐欺被害や身近な犯罪の発生状況などの情報を提供する。
事業根拠	条例第11条（安全の確保について配慮を必要とする者に対する情報提供）、第19条（自主的な活動に対する支援）
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【1-3関連事業】

3-3-3	安全マップの作製支援
--------------	-------------------

2 地域づくり

本市では、昔から近隣同士の挨拶や声かけなどが日常的に行われる習慣や美風があり、知らない人が入り込めばすぐにわかるという、地域社会における無意識の監視・領域性が防犯上の効果をもたらしてきました。

近年、都市化、社会環境の著しい変化に伴い、地域コミュニティが変質し、身近なところで犯罪が増加するなど、地域に備わっていた自主防犯の機能が低下してきました。

市では、市民等に「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識が芽生え、ボランティアパトロールや子ども見守り活動が活発に行われるよう、薄れつつある地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2-1 自主防犯活動の推進

地域の連帯感や防犯力を高めるため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取組の継続を支援します。

地域における自主防犯活動の状況、110番協力車制度、事業者等の交流促進にも配慮しながら、地域特性に応じた活動の支援をします。

【主要事業】

2-1-1	110番協力車
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図る目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り、日常的に「ながらパトロール」を実施する。 ・ 市民、事業所、公用車などで実施する。
事業根拠	上越市110番協力車制度実施要綱
配慮事項	事業者による防犯活動

【主要事業】

2-1-2	青色回転灯パトロール
事業主体	市（市民安全課）（区総合事務所）
事業対象	市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪抑止と地域の安全の確保を目的として、青色回転灯を装着した庁用車による地域巡回を実施する。 ・ 青色回転灯装着車両の拡充を図るため、地区防犯協会・地区防犯組合等に協力要請や広報活動を行う。
事業根拠	条例第4条（市の責務）
配慮事項	地域の特性を生かした取組

【主要事業】

2-1-3	防犯協会への支援
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	上越市防犯協会、妙高地区防犯協会、地区防犯協会、地区防犯組合
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越市防犯協会、妙高地区防犯協会に対し、その活動を支援する目的で活動費の一部を負担する。
事業根拠	条例第4条（市の責務）、第19条（自主的な活動に対する支援）、第23条（広報活動の充実等）
配慮事項	事業者による防犯活動

【2-1 関連事業】

1-1-3	安全安心まちづくり推進パトロール
2-4-1	地域青少年育成会議の活動

2-2 人材の育成

地域における防犯まちづくり活動を促進し、より多くの皆さんから自主防犯活動に参加していただくため、ボランティアをはじめ地域防犯活動のけん引役であるリーダー等と地域住民が主体となった防犯活動の活性化を推進します。

【主要事業】

2-2-1	安全安心リーダー
事業主体	市（市民安全課）
事業対象	市民、町内会、防犯協会・防犯組合、事業者、PTA、青少協、自主防犯団体
事業内容	・地域防犯活動のリーダー役である町内会長を中心に防犯講話など意識啓発活動を行い、地域防犯意識の底上げを図る。
事業根拠	条例第20条（人材の育成等）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

2-2-2	学校安全ボランティア養成講習会
事業主体	市（学校教育課）
事業対象	学校、PTA、町内会
事業内容	・学校安全ボランティアの養成を目的として、講習会を開催する。 ・講演会を通して、各学校や地域の安全管理体制について見直す。
事業根拠	新潟県教育委員会の通知
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動

【主要事業】

2-2-3	特殊詐欺被害防止推進員の活動
事業主体	警察
事業対象	市民
事業内容	・上越警察署、妙高警察署から委嘱を受け、地域や職場などあらゆる場面で特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施する。
事業根拠	警察庁からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【2-2関連事業】

2-4-4	少年警察ボランティアの活動
--------------	----------------------

2-3 安全の確保について配慮を必要とする方が 安全で安心して暮らせる取組の推進

かつて日本は「世界一安全な国」と言われましたが、近年は犯罪が増加しただけでなく、凶悪化、悪質化、手口の巧妙化の傾向が強まり、子どもをはじめ高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。

市では、こうした比較的犯罪被害に遭いやすい方々の安全の確保について配慮し、安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を推進します。

【主要事業】

2-3-1	民生委員・児童委員活動
事業主体	市（福祉課）
事業対象	市民、高齢者、児童等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員法(昭和23年法律第198号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、地域住民の実態把握や援護を必要とする地域住民の相談・支援活動を行い、地域住民と関係機関とのパイプ役を担っている。 ・ 行政機関等への協力や、自主活動の一環として登下校時の子どもの見守り活動、高齢者世帯への訪問活動などを通じて、事件や事故を未然に防ぐ役割を果たす。
事業根拠	民生委員法、児童福祉法
配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

【主要事業】

2-3-2	緊急通報装置の貸与
事業主体	市（高齢者支援課）
事業対象	市民、高齢者
事業内容	<p>・ 地域包括支援センター等を通じ、安否の確認を要する一人暮らし高齢者に、緊急通報装置を貸与して、不安の解消と緊急時における適切な対応を図る。</p> <p>【対象条件】</p> <p>① 常時一人暮らしの概ね 65 歳以上の人であって、市民税所得割を課税されていない人</p> <p>② 急病、災害時の緊急時に適切な対応をすることが困難と認められる人</p>
事業根拠	上越市緊急通報装置等貸与事業実施要綱
配慮事項	地域の特性を生かした取組

【主要事業】

2-3-3	上越市要保護児童対策地域協議会の活動
事業主体	市（こども課）、上越市要保護児童対策地域協議会
事業対象	要保護児童等
事業内容	・児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、他の地方公共団体、関係機関・団体（※1）、町内会等と、要保護児童等（※2）に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
事業根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
<p>※1 関係機関・団体：上越児童相談所、警察、上越保健所、保育園、幼稚園、小・中・高等学校長会、民生委員・児童委員、医師会など。</p> <p>※2 要保護児童等：要保護児童と要支援児童及びその保護者又は特定妊婦。 要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。（児童福祉法第6条の3第8項） 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。（同法同条第5項） 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。（同法同条同項） 児童：18歳に満たない者。（同法第4条第1項）</p>	

【2-3関連事業】

1-2-2	安全教室（防犯教室）
1-3-1	上越市安全安心情報（安全メール）
3-3-4	こども110番の家の活用
3-4-3	犯罪被害者支援

2-4 青少年健全育成活動の推進

次世代を担う子どもたちが健全に育ち、将来の地域のリーダーとして成長していくことは、防犯面のみならず活力ある地域社会を維持していく上でも重要な要素です。

青少年の非行防止や街頭指導活動、有害環境浄化などの諸活動を行う青少年健全育成センターをはじめ、保護司会、警察等と連携し、青少年健全育成活動を推進します。

【主要事業】

2-4-1	地域青少年育成会議の活動
事業主体	市（社会教育課、青少年健全育成センター）
事業対象	市民、少年
事業内容	・各地域青少年育成会議において、「あいさつ運動」をはじめとする活動を推進し、学校や町内会等との連携を深め、少年の健全育成に努める。
事業根拠	文部科学省からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動
地域青少年育成会議 「地域の子どもは地域で育てる」の理念の下、地域における教育の中心となる組織として、市内22中学校区単位に設立。	

【主要事業】

2-4-2	青少年健全育成委員による街頭指導
事業主体	市（社会教育課、青少年健全育成センター）
事業対象	少年
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高田・直江津・春日山・上越妙高駅などの周辺、市街地や郊外の商業地域等で街頭指導活動を実施する。 ・街頭における指導や愛の一声活動の実践を通し、非行防止にとどまらず、市民一人ひとりの意識や関心の高揚を図る。
事業根拠	上越市青少年健全育成センター規則（平成8年教委規則第3号）第6条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
<p>青少年健全育成委員</p> <p>高等学校、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、BBS会、子ども会、町内会等から推薦を受け、教育委員会が委嘱。</p>	

【主要事業】

2-4-3	上越地区保護司会犯罪予防活動						
事業主体	上越地区保護司会、市（福祉課）、警察						
事業対象	市民						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、少年の健全な育成や犯罪者・非行少年の更生を支援することを目的に、「社会を明るくする運動月間」の啓発活動やケーブルテレビを通じた広報ビデオの放映、青少年健全育成研究会への協力等を実施する。 						
事業根拠	保護司法						
配慮事項	被害者・加害者をつくらない活動						
成果指標 (数値目標)	<p>非行少年の減少（上越警察署管内、中郷区を含む）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">(平成26年度)</td> <td style="width: 33%;">前期目標 (平成30年度)</td> <td style="width: 33%;">最終目標 (平成34年度)</td> </tr> <tr> <td>76人</td> <td>前年より減少させる</td> <td>前年より減少させる</td> </tr> </table>	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)	76人	前年より減少させる	前年より減少させる
(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)					
76人	前年より減少させる	前年より減少させる					

【主要事業】

2-4-4	少年警察ボランティアの活動
事業主体	警察、少年補導員、少年指導委員
事業対象	市民、少年、保護者、学校
事業内容	・少年の非行を防止し、少年の健全育成を図るため、街頭補導活動や環境浄化活動等の非行防止活動を実施する。
事業根拠	警察庁からの通知
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育
少年警察ボランティア(少年補導員、少年指導委員) 上越警察署、妙高警察署や新潟県公安委員会が委嘱。	

【主要事業】

2-4-5	上越少年サポートセンターによる少年保護活動等
事業主体	警察（上越少年サポートセンター）
事業対象	少年、保護者
事業内容	○少年保護活動 凶悪犯、粗暴犯や児童ポルノに代表される福祉犯等の被害に遭った少年等に対し、必要な指導を行うとともに、犯罪被害に伴う精神的ダメージからの回復支援活動を実施する。 ○街頭補導活動 非行実態の把握及び非行少年、不良行為少年、被害少年等の早期発見を目的として、街頭補導活動を実施する。 ○立ち直り支援活動 問題行動の改善や被害の軽減を図るため、電話相談、面接相談により、少年やその保護者に対する助言又は指導を行う等必要な支援活動を実施する。
事業根拠	少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育

【2-4関連事業】

1-2-3	非行防止教室、薬物乱用防止教室
--------------	------------------------

3 環境づくり

安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪に遭わない、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することが大切です。

市では、学校・通学路等の犯罪の防止に努めた基盤整備だけでなく、防犯性の高い住宅の普及啓発、子どもの安全確保のための取組、相談業務などのソフト面の充実を図り、ハードとソフトの両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。

環境づくりにおいては、企画・設計・構造・設備・管理上の参考となる手法、配慮事項、具体的方策、整備基準などについて、県では「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき次の4つの指針を示しています。

- ① 学校等における子どもの安全確保のための指針
- ② 通学路等における子どもの安全確保のための指針
- ③ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
- ④ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

市ではこれら4つの指針に配慮した取組を推進していきます。

また、県においては、防犯カメラの設置及び利用に関する取扱いの基準となる指針や留意事項として、

- ① 防犯カメラの設置及び利用に関する指針
- ② 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項

が制定されており、市では防犯カメラの設置及び利用に関して、人権に配慮した適正な運用が図られるよう努めていくとともに、これら指針等が広く周知されるよう努めます。

3-1 犯罪の防止に配慮した基盤（インフラ）整備

犯罪の防止に配慮した環境づくりにおいて、その基礎となる基盤（インフラ）整備を推進します。

道路、公園、駐車場等の市民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、県の防犯指針に配慮した施設整備や施設改善に努めます。

また、犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めます。

【主要事業】

3-1-1	道路、公園、駐車場等の整備
事業主体	市（道路課、都市整備課、農林水産整備課）
事業対象	市民、児童・生徒
事業内容	<p>・通学路等における子どもの安全を確保し、犯罪の防止に配慮した環境づくりを視点とした整備を行う。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県に対する整備促進要望を継続的に行う。 ・上越市道路整備計画に基づき、市道の整備を行う。 <p>【公園等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における市民の憩いと癒しの空間としての都市公園整備を行う。 ・農村地域における連携とコミュニティを醸成する憩いの場として、住民が安心して農村公園を利用できるよう、適切な管理を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県） 防犯カメラの設置及び利用に関する指針（新潟県）

【主要事業】

3-1-2	防犯灯の設置、整備
事業主体	市（市民安全課）、町内会、事業者
事業対象	市民、町内会、事業者、児童・生徒
事業内容	・ 犯罪の防止に配慮した環境づくりを目的として、集落内や通学路に防犯灯の整備を行う。 （※市では、町内会で設置した防犯灯の電気料を負担する。）
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）、上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

3-1-3	道路照明灯の整備
事業主体	市（道路課、市民安全課）、県、国
事業対象	市民
事業内容	・ 犯罪の防止とともに、交通の安全確保に配慮した環境づくりのため、道路照明灯の整備を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）、上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱
配慮事項	道路照明施設設置基準、道路の移動円滑化整備ガイドライン等、 通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

3-1-4	歩道の整備
事業主体	市（道路課）
事業対象	市民
事業内容	・通学路等における子どもの安全を確保するため、国、県に対して歩道整備促進の要望を行うとともに、上越市道路整備計画に基づき、歩道の整備を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【3-1 関連事業】

3-3-1	通学路の安全点検と整備
--------------	--------------------

3-2 犯罪の防止に配慮した住宅等の普及、啓発

住宅等の防犯性を向上させるための広報啓発や必要な情報の提供、関係機関等と連携した防犯診断や助言などを実施します。

【主要事業】

3-2-1	防犯性の高い環境づくりの啓発
事業主体	市（市民安全課）、上越市防犯協会、警察等
事業対象	市民、建築主、建築事業者、建物所有者等
事業内容	・犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する住宅、商業施設その他の建物を普及することを目的として、防犯診断や防犯性を高めるために必要な情報の提供、広報啓発等を関係機関等と連携して行う。
事業根拠	条例第16条（犯罪防止に配慮した建物等の普及）
配慮事項	住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県） 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項（新潟県）

【3-2関連事業】

1-1-1	上越市防犯の日、上越市防犯週間
1-1-2	市民防犯フェア
1-1-4	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間

3-3 学校・通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進

学校等及び通学路等における児童等に対する犯罪を防止し、安全を確保するため、県防犯指針に配慮した施設整備及び施設改善に努めるとともに、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を推進します。

また、「こども110番の家」等の緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携し、支援します。

【主要事業】

3-3-1	通学路の安全点検と整備
事業主体	市（学校教育課、道路課、市民安全課）
事業対象	市民、児童・生徒、保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保するための取組の一つとして実施する。 ・児童及び生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図るため、必要事項を定めた上越市通学路安全対策プログラムにより、学校等関係者が連携し、具体的な調査を基に危険箇所とその改善を関係課等に対し要望する。 ・通学路の安全点検結果に基づき、国、県に対して交通安全対策の要望を継続的に行うとともに、市道の交通安全対策を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

3-3-2	危険箇所点検
事業主体	市（市民安全課など）
事業対象	市民、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・地域・町内における子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、関係機関と連携し、道路、公園、河川などの危険箇所等の把握及び改善に向けた取組を行う。
事業根拠	条例第14条（通学路等における安全確保）、第15条（犯罪防止に配慮した道路等の普及）
配慮事項	通学路等における子どもの安全確保のための指針（新潟県） 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

【主要事業】

3-3-3	安全マップの作製支援
事業主体	市（学校教育課、市民安全課）、警察
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等
事業内容	・市内全ての小中学校で作製された安全マップを学校安全ボランティア養成講習会で活用し改善点等を検討する。 ・学校ごとに、危険箇所やこども110番の家など防犯上必要な情報を網羅したマップ(安全マップ)の見直しを行い、作製を通し、登下校及び地域生活における安全についての関心を高めるとともに、児童生徒の危険回避能力の向上を目指す。
事業根拠	条例第12条（安全確保に係る教育等の充実）
配慮事項	地域の特性を生かした取組、被害者・加害者をつくらない教育

【主要事業】

3-3-4	こども110番の家の活用		
事業主体	警察、上越市防犯協会、市（市民安全課、学校教育課）、町内会等		
事業対象	市民、学校、保護者、町内会、防犯協会・防犯組合等		
事業内容	・児童及び生徒の安全を確保するため、緊急避難所として設置を行う。 ・児童及び生徒が助けを求めてきた場合は、児童及び生徒自身の安全を図りながら、警察、市など関係機関に通報する。		
事業根拠	犯罪から子どもを守るための対策		
配慮事項	地域の特性を生かした取組、事業者による防犯活動		
成果指標 (数値目標)	こども110番の家の設置		
	(平成26年度)	前期目標 (平成30年度)	最終目標 (平成34年度)
	1,934か所	2,000か所	2,100か所
※こども110番の家の実施体制図は、資料編に掲載しています。			

【3-3関連事業】

1-1-3	安全安心まちづくり推進パトロール
1-3-1	上越市安全安心情報（安全メール）
2-1-1	110番協力車
2-1-2	青色回転灯パトロール

3-4 相談業務の整備

市民の安心感を高めるため、市民の一番身近な相談窓口として、関係する庁内各課、外部の専門的な機関・団体等へ導く役割を果たしていきます。

各種相談において、業務の充実を図り、犯罪被害の未然防止、拡大防止、二次被害の防止に努めます。

【主要事業】

3-4-1	市民相談
事業主体	市（市民課）
事業対象	市民
事業内容	<p>・市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導を行う。</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 市の相談員が行う行政及び市民生活一般に関する相談活動。 ・法律相談 弁護士が行う法律に関する専門的な相談活動。 ・法務相談 司法書士が行う法律に関する実務的な相談活動。
事業根拠	上越市市民相談室設置要綱
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育、犯罪被害者等に対する支援

【主要事業】

3-4-2	消費者相談
事業主体	市（消費生活センター）
事業対象	市民
事業内容	<p>・消費生活に関する知識の普及、情報提供、商取引に関する相談及び苦情の処理のあっせんを目的として、消費生活に関する疑問や悪質商法などの相談を受ける。</p>
事業根拠	消費者基本法（昭和43年法律第78号）第17条、第19条
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育、犯罪被害者等に対する支援

【主要事業】

3-4-3	犯罪被害者支援
事業主体	市（市民安全課）、警察署被害者支援連絡協議会
事業対象	市民
事業内容	・犯罪等により被害を受けた方や、その家族、遺族の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体、関係機関・団体等※と連携し、相談に対応する。
事業根拠	条例第21条（犯罪被害者等に対する支援）
配慮事項	犯罪被害者等に対する支援
<p>※関係機関・団体等 警察、検察庁、裁判所、法務省の人権擁護機関、税務署、検察審査会、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、公益社団法人にいがた被害者支援センター、公益社団法人犯罪被害者救援基金など。</p>	

【主要事業】

3-4-4	女性相談
事業主体	市（共生まちづくり課）
事業対象	市民
事業内容	・家庭問題や配偶者からの暴力などの相談に対し、適切な処置を講じ、又は適切な助言若しくは指導など関係機関※と連携し、対応する。
事業根拠	条例第21条（犯罪被害者等に対する支援）
配慮事項	犯罪被害者等に対する支援
<p>※関係機関 新潟県中央福祉相談センター、警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、日本年金機構など。</p>	

【主要事業】

3-4-5	少年相談
事業主体	警察（上越少年サポートセンター）
事業対象	少年、保護者
事業内容	・ 非行の未然防止を含む少年の問題行動や被害の早期解決を目的として、悩みを抱える少年や保護者からの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。
事業根拠	少年警察活動規則
配慮事項	被害者・加害者をつくらない教育